

平27福情答申第2号

平成27年6月8日

福岡市教育委員会 様
(指導部学校指導課)

福岡市情報公開審査会
会 長 田 邊 宜 克
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成26年5月12日付け教指指第70-1号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「〇〇中学校学級通信の掲載内容について根拠となった文書」の非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「〇〇中学校学級通信の掲載内容について根拠となった文書」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成26年2月21日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成26年2月12日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成26年2月21日、実施機関は本件対象文書が存在しないことを理由に、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成26年4月10日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び平成27年4月1日付け意見陳述希望回答書に添付した別紙にて、おおむね次のように主張している。

- (1) 下記のAからDまでの全てについては、「〇〇中に、確実に通達された内容」と担当教諭から直接伺っている。

A 入学試験に係る各高校から〇〇中に通達されたい「眉の専門面接官」

について言及している文書

B 「インターネットの書き込みによるトラブルで中学生が法廷に立つことがあり得る」とは、いつ、どこの地域の、どの裁判所での事案なのかが確認できる文書

C 「終日面接」の定義及び「終日面接」を実施している福岡県内の高校名が確認できる文書

D 入学試験当日に各最寄駅等で、各高校教員が、一般市民を装って服装チェック等をして、筆記試験の結果に反映させる旨を各校から〇〇中に通達されたらしい文書

(2) 上記のAからDまでについて、担当教諭が絶対虚偽ではないと主張しており、高校入試に係る重要な情報の文書が存在しないはずがない。

Aについては、入学当初に手を入れた眉でも、高校入試の時期に判別できる特殊な専門官の存在に言及。Bについては、本件とは別の教諭が「学校裏サイト（2ちゃんねる）」について平成21年度の保護者会で言及、また、平成23年度学校長着任時に前校長から校内でのインターネットトラブルについて申し送りの事案が有ったこと等と関連事案であると推測される。Cについては、学校名、入試実施年度、合格者の性別と人数まで発言した。Dについては、保護者会だけでなく、学級内（担任生徒）学活等でも頻繁に発言した。

(3) 当該教諭の通常とは異なる言動に係る教諭・学校側の見解について、今後、相応の機関にて相応の対応を予定している。本件と関連事案であるため、何らかの記録・文書の提示を求める。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成27年3月11日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件非公開決定処分は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

本件請求の対象文書は、審査請求人が主張するAからDまでの内容の根拠となる文書である。

(3) 本件決定を行うに至った理由

A及びBについては、平成23年4月21日に行われた学級懇談会で、請求人の子の当時の担当教諭が保護者らに対して話した内容の一部であり、その後、当該教諭と審査請求人とのやりとりを経て、平成23年9月29日発行の学級新聞にて、「細かい部分まで調べずに間違っただけをお伝えしてしまい、誠に申し訳ございませんでした。(略)訂正のご連絡が遅くなってしまったことを併せてお詫び申し上げます」、「(Aについては)脚色してお伝えしてしまいました」、「(Bについては)詳しい知識があるわけでもなく、自身の思い込みでお話をしてしまいました」というお詫びと訂正の記事を担当教諭が掲載していることからしても、Aに言及している文書及びBについて確認できる文書が存在しないことは明らかである。

また、C及びDについては、前述の学級新聞のお詫びと訂正の記事の中で用いられた文言であり、これについても当該教諭と審査請求人とのやりとりがなされているが、実施機関には、Cについて確認できる文書及びDについて通達された文書は存在しない。

よって、実施機関として、本件対象文書について非公開決定処分を行ったものである。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

本件対象文書としては、教諭が学級懇談会で発言したとされるA及びBの発言並びに当該教諭が学級新聞の記事で用いたC及びDの文言の根拠となる文書が該当するといえる。

2 対象文書の存否について

当審査会において、審査請求人が公文書公開請求を行った上記のAからDまで

に係る発言ないしは文言の根拠となる文書について調査したところ、A及びBについては、学級懇談会の発言のお詫びと訂正を掲載した平成23年9月29日発行の学級通信において、Aについては脚色して伝えた旨の記載、Bについては教諭が自分の思い込みで話をした旨の記載が確認できた。

また、実施機関である教育委員会学校指導課に確認したところ、AからDまでの発言ないしは文言について言及している文書、確認できる文書及び通達された文書を保有していないことから本件決定を行ったとのことであった。

当審査会としては、実施機関の説明について特段の不合理的な点は認められないこと、また、実施機関がAからDまでの発言ないしは文言に係る文書を作成又は取得していることをうかがわせる事情も認められないことから、実施機関が本件対象文書の不存在を理由に非公開とした本件決定は妥当と判断するものである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年5月12日	実施機関からの諮問
平成26年6月6日	実施機関が弁明意見書を提出
平成26年7月7日	審査請求人が反論意見書を提出
平成27年2月4日（第1部会）	審議
平成27年3月11日（第1部会）	実施機関からの意見聴取
平成27年4月15日（第1部会）	審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜克，石森久広，五十川直行，馬場明子